

共用設備管理費用等に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会（以下「乙」という。）とは、山梨県立育精福祉センター（児童部門）と山梨県立育精福祉センター成人寮の共用設備管理費及び光熱水費の費用負担について、次のとおり協定を締結する。

（協定の適用範囲）

第1条 この協定を適用する共用設備管理費及び光熱水費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) エネルギー棟機械設備運転委託料
- (2) エネルギー棟機械設備保守管理委託料
- (3) 浄化槽管理業務（管理）委託料
- (4) 自動電話交換設備保守点検業務委託料
- (5) 火災報知・避難誘導設備保守点検業務委託料
- (6) 消火栓設備保守点検業務委託料
- (7) 機械警備委託料
- (8) 自家用電気工作物保守管理委託料
- (9) 基準寝具賃貸業務委託料
- (10) 浄化槽管理業務（清掃）
- (11) 浄化槽法第11条検査手数料
- (12) 非常用予備発電装置消防点検業務
- (13) 高圧受電設備清掃料
- (14) 簡易専用水道法定検査手数料
- (15) 電気使用料金
- (16) 水道使用料金
- (17) 灯油使用料金

（費用負担）

第2条 乙は、共用設備管理費及び光熱水費の費用負担内訳書（別紙）により算出された金額を負担するものとする。

（費用の支払方法）

第3条 乙は、前条の規定により負担すべき金額について、電気使用料金及び灯油使用料金については毎月、水道使用料金については2か月ごとに、その他の経費は債権者の請求時に、甲が発行する納入通知書により支払うものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙は、やむを得ない理由により、この協定の内容を変更する必要がある場合には、協議の上、これを変更するものとする。

（その他）

第5条 この協定の定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成25年3月26日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内正明



乙 南アルプス市有野4370番地
社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会
理事長 望月雄三



(別紙)

共用設備管理費用及び光熱水費等費用負担内訳書

	費用区分	計 算 式
1	エネルギー棟機械設備運転委託料	委託料×105/175 (定員割)
2	エネルギー棟機械設備保守管理委託料	委託料×105/175 (定員割)
3	浄化槽管理業務(管理)委託料	委託料×105/175 (定員割)
4	自動電話交換設備保守点検業務委託料	委託料×105/175 (定員割)
5	火災報知・避難誘導設備保守点検業務委託料	委託料×105/175 (定員割)
6	消火栓設備保守点検業務委託料	委託料×105/175 (定員割)
7	機械警備委託料	委託料×1/2 (使用率割)
8	自家用電気工作物保守管理委託料	委託料×105/175 (定員割)
9	基準寝具賃貸業務委託料	委託料×103/184 (数量割)
10	浄化槽管理業務(清掃)手数料	手数料×105/175 (定員割)
11	浄化槽法11条検査手数料	手数料×105/175 (定員割)
12	非常用予備発電装置消防点検手数料	手数料×105/175 (定員割)
13	高圧受電設備清掃料	手数料×105/175 (定員割)
14	簡易専用水道法定検査手数料	手数料×105/175 (定員割)
15	電気使用料金	1箇月分の総電気料×4293m ² /7513.36m ² (面積割)
16	水道使用料金	2箇月分の総水道料×105/175 (定員割)
17	灯油使用料金	1箇月分の総電気料×4293m ² /7513.36m ² (面積割)

注：計算式において端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てるものとする。